

第9章 こども未来

1 こども未来

2 児童福祉

3 母子保健

こども未来

1 こども未来

(1) こども政策

こどもの権利を守り、こどもの視点でまちづくりを推進するため、こども基本条例の制定に向けた検討を行うとともに、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども計画の策定に向けた検討を行う。

こども基本条例とこども計画の検討に当たっては、庁内における検討推進体制として「こどものまち前橋推進本部」を、専門家や子育てに関わる当事者による審議機関として「こどものまち前橋有識者会議」を、こどもや若者からの意見聴取を検討推進する会議として「こどものまち前橋若者会議」をそれぞれ設置するほか、シンポジウムやワークショップの開催、パブリックコメントの実施などにより、こどもを含めた市民の声を聴き、反映させながら進める。

(2) こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法の改正を受け、令和6年4月1日より、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合して、前橋市保健センター2階のこども未来部（こども支援課・こども施設課）内にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両機能の一体的相談支援を行うとともに、多様な家庭環境等に関する支援体制を充実、強化させた。

2 児童福祉

(1) 児童福祉

ア 児童扶養手当制度

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。

<支給要件>

- ・父母が婚姻の解消をした児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害の状態にある児童 等

<所得制限>

扶養親族1人の場合の受給者本人所得額：所得には養育費の8割相当額を加算

全部支給 870,000円未満

一部支給 2,300,000円未満

<支給額>

区分	児童1人	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,389円	6,440円～3,230円

<受給者数> 2,019人（令6.3.31現在）

<対象児童数> 2,998人（ ” ” ）

<令和6年11月法改正による拡充>

- ①第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引上げ
- ②全部支給、一部支給に係る所得制限限度の引き上げ

イ 児童手当制度

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給

する。

<支給要件>

中学校修了前の児童を養育している人に支給する。

<支給額>

区 分	所得制限限度額未満の場合	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満の場合	所得上限限度額以上の場合
0～3歳未満（一律）	15,000円	5,000円 （特例給付）	0円
3歳～小学校修了前 （第1子・第2子）	10,000円		
〃 （第3子以降）	15,000円		
中学生（一律）	10,000円		

<受給者数> 20,048人 （令6.3.31現在）

<対象児童数> 31,692人 （令6.3.31現在）

<令和6年10月法改正による拡充>

家庭等における生活安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円とする。

ウ 災害遺児手当支給制度

交通事故又は労働災害事故で生計の中心である父又は母を失った（障害の状態となった場合も含む）義務教育修了前の児童（遺児）を扶養している保護者に対し、災害遺児手当を支給し、災害遺児の健全な育成を図る。

<受給資格>

- ① 親権者（父母）又は親権者に代わり、現に災害遺児を扶養し、遺児と同じ世帯にいる保護者
- ② 本市に居住し、住民票に記載されていること

<支給額>

災害遺児1人につき月額3,500円

<令和6年10月改正による拡充>

支給対象とする児童を18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものとする。

エ 災害遺児入学祝金贈呈事業

篤志寄附金を基にして、災害遺児の健全なる育成を図るため、前橋市社会福祉基金からの運用益金により災害遺児が小学校又は中学校に入学する場合に、災害遺児1人につき、15,000円をその保護者又は養育者に対し贈呈する。

<令和6年10月改正による拡充>

災害遺児が高校等に入学する場合にも贈呈する。

オ 母子家庭、父子家庭自立支援事業

① 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を促進するため、あらかじめ指定した教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行い、資格取得を目指す者に対して給付金の支給を行う。

<給付金額>

教育訓練講座の受講修了後、受講のために払った費用（入学金及び授業料）の額の8割で、その額が25万円を超えるときは25万円とする。ただし、算定された額が1万6千円を超えないときは支給しない。

なお、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある場合は、ハローワークから受講費用の6割が

支給されるため、差額分の2割を支給する。

雇用保険制度の専門実践教育訓練対象講座のうち看護師、助産師などの業務独占・名称独占資格の取得を目指す講座の受講者については、受講費用の6割に相当する額（年間上限40万円／年×修業年数 ※合計上限160万円）とする。

＜申込方法＞ 希望講座の受講開始前に要相談

② 高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に結びつきやすく、かつ生活の安定に役立つ資格（看護師・准看護師・助産師・保健師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等）の取得を目指して養成機関で修業しているとき、修業期間の全期間（4年間を上限とするが、取得予定の資格により支給期間は異なる）について訓練促進費を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。

※ 6月以上のカリキュラムの養成機関で修業する者が対象。

＜給付金額＞

A 高等職業訓練促進給付金

市町村民税非課税世帯 月額100,000円（修業最終年次は月額140,000円）

市町村民税課税世帯 月額 70,500円（修業最終年次は月額110,500円）

B 高等職業訓練修了支援給付金（受給終了後に支給）

市町村民税課税世帯 25,000円

市町村民税非課税世帯 50,000円

＜申込方法＞

修業の開始月以降に支給申請する（高等職業訓練修了支援給付金は、受講終了後）。ただし、申請前に事前相談が必要。

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親又は子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、給付金を支給することにより、対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援する。

＜給付金額＞

I 通信制の場合

A 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の開始のために支払った費用の4割（上限10万円）を支給する。ただし、算定された額が4千円を超えないときは支給しない。

B 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講を修了した際に受講費用の5割に相当する額からAとして支給した額を差し引いた額を支給する。ただし、AとBの合計が12万5千円を超える場合は12万5千円を上限とする。ただし、算定された額が4千円を超えないときは支給しない。

C 合格時給付金

受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講費用の1割（受講開始時給付金、受講修了時給付金と併せて上限15万円）を支給する。

II 通学又は通学及び通信制併用の場合

A 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の開始のために支払った費用の4割（上限20万円）を支給する。ただし、算定された額が4千円を超えないときは支給しない。

B 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講を修了した際に受講費用の5割に相当する額からAとして支給した額を差し引いた額を支給する。ただし、AとBの合計が25万を超える場合は25万円を上限とする。ただし、算定された額が4千円を超えないときは支給しない。

C 合格時給付金

受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講費用の1割(受講開始時給付金、受講修了時給付金と併せて上限30万円)を支給する。

④ 母子・父子プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

⑤ ひとり親家庭養育費確保支援事業

養育費に関する公正証書等作成支援補助金および養育費の保証促進補助金を交付し、養育費の安定的な確保を図る。

⑥ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子家庭及び父子家庭や寡婦の人たちの経済的自立と生活の安定のため、要件を満たした方へ貸付を行う。

⑦ひとり親家庭支援事業

- ・ こどもフードパントリー事業
物価高の影響を受けるひとり親家庭等へ食料品及び日用品を配送
- ・ こどもの生活・学習支援事業
ひとり親家庭等のこどもが大学等を受験する際にかかる受験料を補助(上限5万3千円)

カ 家庭児童相談室

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談指導を行う。

＜相談時間＞ 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

＜相談延件数＞ (令和5年度)

性 格 ・ 慣 ・ 生 活 等	知 能 ・ 言 語	学校生活等			非 行	家族関係		環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
		人 間 関 係	登 拒 校 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
88	18	0	12	9	5	1,185	133	1,612	13	184	3,259

キ 子育て短期支援事業

(令和5年度)

児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の理由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一定期間養育・保護を実施

＜利用人数＞ 14人

ク まえばし子ども見守り宅食事業

(令和5年度)

要支援家庭でありながら、自ら支援を求めていくことが困難で地域から孤立の恐れのある家庭に対し、食材等の配布を通じたこどもの見守り体制の強化を図る。

＜延べ人数＞ 609人

＜訪問回数＞ 266回

ケ ヤングケアラー訪問支援事業

ヤングケアラーのいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減する。

コ 母子・父子自立支援員

配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの及び配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものの並びに寡婦の生活向上を図るため、各種相談に加え自立に必要な情報提供及び支援を行っている。

サ こども発達支援センター事業

発達等に心配のある0～15歳までのこどもとその保護者に対し、相談や教室等を通して発達支援及び保護者支援を行っている。また相談内容に応じて、関係機関と連携し支援を行う。

① こどもの相談 (令和5年度)

区 分	実施回数 (回)	相談件数
発達全般の相談	1,253	1,253
ことばの相談	112	112
作業療法相談	119	119
幼児発達相談指導 (エンゼルサポート)	27	27
のびのび発達相談	24	93

② 保護者の相談・支援 (令和5年度)

区 分	実施回数 (回)	参加延人数
きりん心理相談	36	36
障害児親の会 (ブルーベリーの会)	11	79
ペアレント・トレーニング	35	147

③ あそびの(親子)教室 (令和5年度)

区 分	実施回数 (回)	参加延人数
1歳児クラス	24	264
2歳児クラス	50	529
3歳児クラス	34	396
3歳以上児クラス	23	235

④ 運動発達教室 (令和5年度)

年長児と保護者を対象にこどもの運動発達を促す遊びを通し、発達状況、親子関係等の観察を行い支援する。

<実施回数> 38回

<参加延人数> 244人

⑤ コンサルテーション(専門的技術支援) (令和5年度)

認定こども園、保育園(所)、幼稚園、小・中特別支援学校等の職員に対し、こどもへの適切な対応に関する技術的な助言を行う。

<実施回数> 58回

<参加延人数> 119人

⑥ 小中学校（特別支援教育等）との連携

（令和5年度）

こどもの発達相談等の内容に応じて、関係機関と連携し支援を行う。

＜サポート会議実施回数＞ 2回

＜その他の連携＞ 292回

シ 結核児童療育医療給付事業

結核にかかっており、入院を必要とする児童に対して、治療に必要な医療費を負担することのほか、また学用品や日用品費の支給を行う。

ス 児童養護施設等入所児童自立支援事業

（令和5年度）

区 分	児童数	金額
児童養護施設等退所者自立生活支度金支給	11	2,200,000
児童養護施設等入所者自動車運転免許取得支援	14	2,604,980

セ 第3子以後の保育所保育料等無料化事業

子育てに対する経済的負担を軽減し、子育て支援を目的に、第3子以後の保育料（時間延長保育サービス加算及び休日保育サービス加算を除く）及び副食費を無料にする。

＜事業概要＞

次の要件を全て満たす保護者に対して、対象児童の保育料及び副食費を無料とする。

- ① 対象児童とその保護者の住所が市内にあること
- ② 同一世帯で子を3人以上扶養していること
- ③ 対象児童が市内又は本市と管外保育を行っている市町村の認可保育関係施設に入所していること
- ④ 前橋市で市民税の申告をしていること又はマイナンバーを提供していること
- ⑤ 保育料及び副食費を滞納していないこと

＜事業実績＞

（令和5年度）

区 分	対象人数	減免額（円）	対象者
保 育 料	740	118,307,000	0歳～2歳児クラスに在籍する園児
副 食 費	829	35,695,180	3歳クラス以上に在籍する園児（1号認定含む）

ソ こども預かりサービス利用料軽減補助事業

認可外保育施設を利用する保護者に対して、子育てに対する経済的負担を軽減し、子育てと就労の両立支援を目的に、第3子以後の保育料の一部を補助する。

＜事業概要＞

次の要件を全て満たす保護者に対して、対象児童の保育料の一部（交付対象児童1人あたり月額27,000円を限度とする。）を補助する。

- ① 対象児童とその保護者の住所が市内にあること
- ② 同一世帯で子供を3人以上扶養していること
- ③ 対象児童が小学校就学前であること
- ④ 対象児童が施設設置の届出等をしてある認可外保育施設を利用し、その保育料を支払済みであること
- ⑤ 認可保育所の保育料を滞納していないこと
- ⑥ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による新2号認定又は新3号認定を受けていないこと（企業主導型保育施設にあっては、国の無償化対象となっていないこと）。ただし、幼稚園利用者は、この限りではない。

＜事業実績＞（令和5年度）

- ① 対象人数 57人
- ② 補助額 11,304千円

タ 子育てひろば

児童やその保護が気軽に集い、相互に交流を深める場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談を行うことにより、子育てを支援する。

＜所 在 地＞ 前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21 2階

① プレイルーム

エアートランポリンなどの大型遊具、指先を使うブロックなどが室内にあり、天候を気にしないで、子ども達が安心して、楽しく、自由に遊ぶことができる。

＜開館時間＞ 午前10時～午後6時

＜休 館 日＞ 水曜日、12月29日～翌年1月3日

＜利用料金＞ 1歳から12歳までの児童 入場1回（50分利用）100円

② 親子元気ルーム

3歳未満のこどもに適した遊具をたくさん備え、親子遊び、子育て世代の交流、子育て情報の提供、子育て相談などを行う。

＜開館時間＞ 午前10時～午後6時

＜休 館 日＞ 水曜日、12月29日～翌年1月3日

チ 元気保育園子育て応援事業

市内全部の公・私立保育園を拠点に妊婦から親子まで、気軽に立ち寄れる身近な子育ての拠り所として、育児相談や保育所体験などの交流の機会を設けている。

ツ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織の地域における相互援助活動を推進することにより、仕事と育児の両立支援や児童福祉の向上を図る。

＜所 在 地＞ 前橋市大渡町二丁目3-15 ジョブセンターまえばし 1階

テ 病児・病後児保育事業

病気又は病気の回復期にあり集団保育が困難な児童を、専用施設において一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立等を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、児童の健全な育成を図る。

＜実施状況＞

施設名	所在地	開設時期
群馬県済生会前橋病院「おひさまの家」	上新田町632-3 群馬県済生会前橋病院敷地内	平25.11.1
前橋赤十字病院「たんぽぽ」	朝倉町389-1 前橋赤十字病院敷地内	平30.6.11
かなざわ小児科クリニック「おれんじ」	幸塚町90-1 かなざわ小児科クリニック敷地内	令元.5.21
社会福祉法人清香会「大胡チャイルドサポート」	堀越町1390-2 大胡第2こども園敷地内	令2.4.1

(2) 児童福祉施設

ア 公立保育所

(令6.4.1現在)

施設名	定員(人)	認可年月日	規模		
			土地(㎡)	建物(㎡)	構造
第一	100	昭25. 4. 1	2,156.04	720.81	鉄筋コンクリート造2階建
第二	50	昭27. 4. 1	1,364.06	705.54	鉄筋コンクリート造2階建
第三	120	昭27. 4. 1	2,005.51	852.84	鉄筋コンクリート造2階建
元総社	90	昭30. 3. 1	2,504.00	647.64	鉄筋コンクリート造2階建
上川淵	110	昭30. 5. 1	3,957.00	752.52	鉄筋コンクリート造平屋建
清里	60	昭32. 3. 31	3,232.00	506.30	鉄筋コンクリート造平屋建
桂萱	90	昭33. 4. 12	4,395.00	724.70	鉄筋コンクリート造平屋建
東	150	昭33. 4. 1	3,536.00	802.50	鉄筋コンクリート造2階建
南橋	160	昭34. 3. 21	4,201.57	973.35	鉄筋コンクリート造2階建
芳賀	90	昭35. 3. 31	5,717.51	911.67	鉄筋コンクリート造2階建
下川淵	120	昭36. 4. 1	5,071.60	778.69	鉄筋コンクリート造2階建
細井	110	昭40. 4. 1	4,363.00	898.19	鉄筋コンクリート造2階建
荒砥	100	昭42. 4. 1	4,071.92	956.19	鉄筋コンクリート造2階建
広瀬	110	昭49. 4. 1	2,627.37	770.14	鉄筋コンクリート造2階建
粕川	90	昭52. 3. 23	2,915.00	913.32	木造平屋建
富士見	170	昭46. 4. 1	3,314.66	1,140.25	鉄骨一部木造平屋建
16施設	1,720		55,432.24	13,054.64	

イ 私立保育園

(令6.4.1現在)

施設名	設置者名	認可年月日	所在地
総社	(社福) 照隅会	平成 31. 4. 1	総社町総社 1596
岩神	(社福) 上毛愛隣社	昭和 23. 6. 30	岩神町二丁目 5-12
前橋東	(社福) 大宝会	昭和 27. 7. 23	文京町四丁目 9-13
芳賀南	(社福) 芳善会	昭和 45. 3. 27	端気町 335-2
はと	(社福) はとの会	昭和 45. 3. 27	上小出町一丁目 15-4
あゆみ	(社福) あゆみ会	昭和 45. 3. 27	朝倉町 861-1
長昌寺	(社福) 栗ノ木会	昭和 45. 3. 27	大手町一丁目 3-5
トキワ	(社福) 吉弘会	昭和 46. 3. 15	上新田町 609-1
しゃか	(社福) 菊水会	昭和 46. 3. 15	元総社町 2502-2
永明	(社福) 浄土福祉会	昭和 47. 4. 1	上大島町 860
めぐみ	(社福) 上毛愛隣社	昭和 47. 4. 1	岩神町二丁目 5-10
第二はと	(社福) はとの会	昭和 47. 4. 1	上細井町 1212-1
中央大橋	(社福) 中央大橋福祉会	昭和 47. 4. 1	石倉町五丁目 21-5
上細井	(社福) 芙蓉会	昭和 51. 4. 1	上細井町 137-5
宝塔	(社福) 照隅会	昭和 51. 3. 25	総社町総社 1596-1
愛泉	(社福) しのめ会	昭和 55. 4. 1	江木町 518
きりのこ	(社福) あおぎり会	昭和 56. 4. 1	国領町二丁目 22-7
おおどり	(社福) おおどり会	昭和 52. 3. 31	茂木町 183-1
大胡第一	(社福) 清香会	昭和 42. 4. 7	茂木町 23-32
石倉	(社福) しのめ会	平成 21. 4. 1	石倉町二丁目 11-3

ウ 認定こども園

(令6.4.1現在)

施設名	設置者名	認可年月日	所在地	認定こども園として 運営開始した日
まえばしこども園	(社福) 上毛愛隣社	昭和 23. 6. 30	平和町一丁目 2-7	平成31. 4. 1
相 愛 館	(社福) 徳 育 会	昭和 24. 5. 1	日吉町二丁目 27-28	平成29. 4. 1
二 之 宮 保 育 園	(社福) 大 乗 福 社 会	昭和 43. 3. 6	二之宮町 1810-1	平成27. 4. 1
あ お ぞ ら 総 社	(社福) 清 栄 会	昭和 44. 4. 18	総社町植野 511-1	平成27. 4. 1
ふたばこども園	(社福) ふ た ば 会	昭和 49. 4. 1	五代町 1301-3	平成30. 4. 1
SuruSu 祝昌こども園	(社福) 養 心 会	昭和 49. 4. 1	公田町 556-1	平成29. 4. 1
も も の き	(社福) 桃 木 会	昭和 52. 4. 1	上沖町 731-4	平成27. 4. 1
おりーぶの森	(社福) 若 宮 会	昭和 53. 3. 31	朝倉町 138-1	平成28. 4. 1
駒 形 こ ど も 園	(社福) 若 駒 会	昭和 55. 4. 1	駒形町 410-3	平成28. 4. 1
大胡第2こども園	(社福) 清 香 会	昭和 56. 4. 1	堀越町 1397-2	平成28. 4. 1
大胡第3こども園	(社福) 清 香 会	平成 15. 3. 31	樋越町 701-2	令和 3. 4. 1
赤城育心こども園	(社福) 育 恵 会	昭和 46. 9. 30	市之関町 401	平成27. 4. 1
ひまわりこども園	(社福) ぐんま福社会	昭和 53. 3. 31	粕川町女渚1058-1	平成29. 4. 1
SuruSu上陽こども園	(社福) 養 心 会	昭和 46. 3. 15	西善町598-2	令和 4. 4. 1
た ち ば な	(社福) たちばな会	平成 19. 3. 16	下大島町 1055-93	平成28. 4. 1
ろ っ く ひ よ こ プ リ ス ク ー ル	(社福) 伸 晃 会	平成 20. 4. 1	上佐鳥町 538-3	平成27. 4. 1
あ お ぞ ら 北	(社福) 清 栄 会	平成 20. 4. 1	関根町三丁目 6-1	平成27. 4. 1
共愛学園こども園	(学) 共 愛 学 園	幼稚園 昭和 28. 4. 1 保育所 平成 21. 4. 1	小屋原町 1125-1	平成 28. 4. 1
ぼらりすこども園	(社福) 一 真 会	平成 17. 4. 1	富士見町原之郷 1268	平成28. 4. 1
清 心 幼 稚 園	(学) 清 心 学 園	明治 28. 11. 21	大手町三丁目 1-21	平成 27. 4. 1
わかくさ幼稚園	(学) 森 本 学 園	昭和 27. 7. 26	嶺町 1365-5	平成 30. 4. 1
静 和 幼 稚 園	(学) 小 林 学 園	昭和 30. 4. 8	文京町 1-29-18	平成 28. 4. 1
い ず み 幼 稚 園	(学) スジャータ学園	昭和 30. 10. 18	女屋町 1094-5	平成 27. 4. 1
元 総 社 幼 稚 園	(学) 花 園 学 園	昭和 30. 10. 18	元総社町 1372-1	平成 27. 4. 1
敷 島 幼 稚 園	(学) 第二永井学園	昭和 35. 4. 12	川原町二丁目 24-1	平成 30. 4. 1
二 子 山 幼 稚 園	(学) い ま い 学 園	昭和 37. 2. 22	朝倉町 1-3-7	平成 28. 4. 1
大利根育英幼稚園	(学) 中 村 学 園	平成 29. 3. 3	川曲町 529-1	平成 29. 4. 1
第二あさひ幼稚園	(学) ひ ろ し 学 園	昭和 44. 3. 29	三俣町二丁目 10-3	平成 27. 4. 1
ひろせ幼稚園	(学) 永 井 学 園	昭和 44. 3. 29	広瀬町三丁目 32-1	平成 31. 4. 1
明 和 幼 稚 園	(学) 平 方 学 園	昭和 46. 3. 15	勝沢町 282	平成 27. 4. 1
慈 照 幼 稚 園	(学) 大 乗 学 園	昭和 47. 9. 27	二之宮町 1812-7	平成 27. 4. 1
こまがた幼稚園	(学) 駒 形 学 園	昭和 49. 3. 12	駒形町 807-1	平成 27. 4. 1
桃 瀬 幼 稚 園	(学) 斉 藤 学 園	昭和 51. 3. 5	西片貝町四丁目 16-2	令和 3. 4. 1
元 景 幼 稚 園	(学) 春 芳 学 園	昭和 52. 3. 1	総社町植野 142-1	令和 3. 4. 1
あ さ ひ 幼 稚 園	(学) ひ ろ し 学 園	昭和 52. 12. 26	東片貝町 1061-1	平成 28. 4. 1
山 王 幼 稚 園	(学) た ち ば な 学 園	昭和 53. 12. 26	山王町二丁目 9-5	平成 27. 4. 1
清 華 幼 稚 園	(学) 東 大 室 学 園	昭和 54. 12. 27	東大室町 929-1	令和 2. 5. 1
しょうび第二幼稚園	(学) 裳 美 学 園	昭和 57. 3. 27	新堀町 1040	平成 27. 4. 1
木 の 実 幼 稚 園	(学) 一 隅 学 園	昭和 31. 7. 28	粕川町室沢 261-1	平成 30. 4. 1
い し い 幼 稚 園	(学) 関 口 学 園	昭和 38. 9. 28	富士見町石井 896-1	平成 30. 4. 1
ポケット幼稚園	(学) 恵 光 学 園	昭和 53. 9. 13	富士見町米野 1305-1	平成 29. 4. 1

施 設 名	設 置 者 名	認 可 年 月 日	所 在 地	認定こども園として 運営開始した日
鈴 蘭 幼 稚 園	(学) 昌 賢 学 園	昭和 28. 2. 18	元総社町 152	平成 29. 4. 1
明 星 幼 稚 園	(学) 冷 泉 学 園	昭和 30. 4. 8	南町一丁目 21-28	平成 27. 4. 1
しょうび第一幼稚園	(学) 裳 美 学 園	昭和 30. 10. 18	城東町一丁目 2-7	平成 27. 4. 1
江 木 幼 稚 園	公認 太 田 き み 子	昭和 34. 1. 9	堤町 537-11	平成 27. 4. 1
粕 川 幼 稚 園	(学) 亀 井 学 園	昭和 31. 2. 20	粕川町女淵 446-4	平成 28. 4. 1
富 士 見 幼 稚 園	(学) 柳 学 園	昭和 53. 2. 20	富士見町時沢 2120-8	平成 28. 4. 1
あおいこども園	(社福) あ お い 会	昭和 28. 12. 1	朝日町三丁目 21-11-1	平成 31. 4. 1
大手町くりの木保育園	(社福) 栗 ノ 木 会	昭和 47. 4. 1	大手町二丁目 16-1	令和 2. 4. 1
しゃか第二こども園	(社福) 菊 水 会	昭和 51. 4. 1	元総社町 2497-2	令和 3. 4. 1

《令和6年度前橋市保育所（園）・認定こども園保育料表》

① 保育認定（2号3号）の方

（令6.4.1現在）

在籍入所児童の属する世帯の階層区分				保育料（月額）（単位：円）			
階層区分	市区町村民税等による定義			3歳未満の児童（保育標準時間）	3歳以上の児童（保育標準時間）	3歳未満の児童（保育短時間）	3歳以上の児童（保育短時間）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0	0	0	0
B	A階層、C階層及びD階層を除く市区町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C		第1	均等割のみの課税世帯	7,000 (2,800)	0	6,900 (2,700)	0
		第2	所得割の額が 24,300円未満	8,300 (3,300)	0	8,200 (3,200)	0
		第3	24,300円以上 48,600円未満	8,800 (3,500)	0	8,700 (3,400)	0
D	A階層、B階層を除く市区町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第1	48,600円以上 52,200円未満	11,000 (4,400)	0	10,800 (4,300)	0
		第2	52,200円以上 57,000円未満	12,500 (5,000)	0	12,300 (4,900)	0
		第3	57,000円以上 64,200円未満	15,300 (6,000)	0	15,000 (5,900)	0
		第4	64,200円以上 78,600円未満	21,100 (7,700)	0	20,800 (7,500)	0
		第5	78,600円以上 97,000円未満	27,000 (9,000)	0	26,600 (8,800)	0
		第6	97,000円以上 117,000円未満	33,500 (11,600)	0	33,000 (11,400)	0
		第7	117,000円以上 140,100円未満	37,400 (13,100)	0	36,800 (12,900)	0
		第8	140,100円以上 155,700円未満	40,400 (14,300)	0	39,800 (14,100)	0
		第9	155,700円以上 169,000円未満	42,700 (15,200)	0	42,100 (14,900)	0
		第10	169,000円以上 288,100円未満	45,200 (16,200)	0	44,500 (15,900)	0
		第11	288,100円以上	46,800 (16,900)	0	46,100 (16,600)	0

② その他の保育料

A 保育短時間認定者の8時間以上11時間未満の延長保育料

公立保育所は階層区分がA・B階層に該当する場合には0円、その他の階層に該当する場合は、2,000（1,000）円です。（1日を単位とする利用の場合は1回につき200円です。）

B 11時間以上利用の時間延長保育料

公立保育所は階層区分がA・B階層に該当する場合には0円、その他の階層に該当する場合は、3,000（1,500）円です。（1日を単位とする利用の場合は1回につき300円です。）

民間保育施設については、各施設にお問い合わせください。

エ 児童館

① 施設の概要

区 分	日吉児童館	朝倉児童館	大友児童館	下小出児童館	粕川児童館
所 在 地	日吉町二丁目17-10 (前橋市総合福祉会館内)	朝倉町170-3	大友町一丁目8 (さくら公園内)	下小出町二丁目15 (下小出中央公園内)	粕川町込皆戸526
敷地面積	前橋市総合福祉会館 20,136.00㎡	1,382.48㎡	さくら公園 15,503.38㎡	下小出中央公園 11,564.00㎡	1,565.00㎡
施設構造	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨造 平屋建
施設面積 (延床面積)	558.86㎡	443.76㎡	324.38㎡	345.21㎡	278.84㎡
施設内容	事務室・遊戯室・工作室(大友・下小出・粕川)・湯沸室(日吉・朝倉・粕川) 便所・視聴覚室(集会室)・図書室・展示コーナー・乳幼児室(朝倉)				
開館年月日	昭和49.8.28	昭和53.4.28	平成5.5.30	平成7.5.27	昭和61.4.1

② 利用の状況

A 日吉児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和元年度	270	1,960	2,459	4,419	605	1,565	2,170	6,589
令和2年度	204	1,759	921	2,680	102	292	394	3,074
令和3年度	224	1,701	1,498	3,199	239	711	950	4,149
令和4年度	293	5,601	5,792	11,393	518	1,429	1,947	13,340
令和5年度	293	5,923	7,367	13,290	690	2,187	2,877	16,167

B 朝倉児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和元年度	270	4,553	5,396	9,949	879	5,761	6,640	16,589
令和2年度	204	2,818	1,532	4,350	246	480	726	5,076
令和3年度	250	4,183	2,835	7,018	267	1,136	1,403	8,421
令和4年度	293	5,061	4,461	9,522	374	1,382	1,756	11,278
令和5年度	294	4,474	4,742	9,216	507	2,848	3,355	12,571

C 大友児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和元年度	270	4,139	4,945	9,084	940	3,657	4,597	13,681
令和2年度	204	1,887	1,554	3,441	172	771	943	4,384
令和3年度	250	2,698	3,353	6,051	446	1,388	1,834	7,885
令和4年度	293	3,430	4,230	7,660	587	2,448	3,035	10,695
令和5年度	293	3,605	5,696	9,301	695	3,656	4,351	13,652

D 下小出児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和元年度	270	3,474	6,055	9,529	779	3,498	4,277	13,806
令和2年度	204	2,097	2,817	4,914	183	389	572	5,486
令和3年度	250	2,710	3,799	6,509	259	912	1,171	7,680
令和4年度	293	3,406	4,023	7,429	513	2,140	2,653	10,082
令和5年度	293	2,982	4,029	7,011	460	2,922	3,382	10,393

E 粕川児童館

区分 年度	開館日数	幼 児			学 童			合 計
		午 前	午 後	計	午 前	午 後	計	
令和元年度	270	2,922	4,872	7,794	326	1,036	1,362	9,156
令和2年度	204	1,749	1,100	2,849	88	99	187	3,036
令和3年度	250	2,024	1,743	3,767	216	392	608	4,375
令和4年度	292	2,348	2,559	4,907	312	737	1,049	5,956
令和5年度	294	2,702	2,959	5,661	347	876	1,223	6,884

オ 放課後児童クラブ

保護者の就労等により放課後留守家庭の小学校の児童に対し、放課後等の生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成の向上を図る。(85施設)

(令6.4.1現在)

ク ラ ブ 名	所 在 地
あ ら こ 児 童 ク ラ ブ	荒子町1240
も も の せ 児 童 ク ラ ブ	西片貝町三丁目343
も も か わ 児 童 ク ラ ブ	荒牧町一丁目46-8
あ ら ま き 児 童 ク ラ ブ	荒牧町四丁目9-2
き よ さ と 児 童 ク ラ ブ	青梨子町446
あ ま が わ 児 童 ク ラ ブ	文京町三丁目18-4
わ か み や 児 童 ク ラ ブ	若宮町四丁目12-24
か い が や 児 童 ク ラ ブ	上泉町175-3
な か が わ 児 童 ク ラ ブ	三河町二丁目1-3
あ ら ま き 第 二 児 童 ク ラ ブ	関根町二丁目20-5
ひ ろ せ 児 童 ク ラ ブ	広瀬町三丁目19
え い め い 児 童 ク ラ ブ	上大島町655
そ う じ ゃ 児 童 ク ラ ブ	総社町総社1625
か つ や ま 児 童 ク ラ ブ	総社町植野32
し も か わ ふ ち 児 童 ク ラ ブ	鶴光路町38-1
お お ご 児 童 ク ラ ブ	堀越町1161
お お ご ひ が し 児 童 ク ラ ブ	河原浜町739-1
み や ぎ 児 童 ク ラ ブ	鼻毛石町1507-5
か す か わ 児 童 ク ラ ブ	粕川町女淵567-13
こ ま が た 児 童 ク ラ ブ	駒形町1191-1
し ん で ん 児 童 ク ラ ブ	上新田町1306-2
じ ょ う と う 児 童 ク ラ ブ	城東町一丁目35-5
か い が や ひ が し 児 童 ク ラ ブ	堤町729-6
と き ざ わ 児 童 ク ラ ブ	富士見町時沢1865-6
し も か わ ふ ち 第 二 児 童 ク ラ ブ	鶴光路町38-1
い し い ・ し ら か わ 児 童 ク ラ ブ	富士見町石井531-1
わ か ば 児 童 ク ラ ブ	朝倉町165-1
か い が や ひ が し 第 二 児 童 ク ラ ブ	堤町450-1
た き く ぼ 児 童 ク ラ ブ	滝窪町194
は ら 児 童 ク ラ ブ	富士見町原之郷1916
ほ そ い 児 童 ク ラ ブ	下細井町67-1
も も の い 児 童 ク ラ ブ	大手町2-16-4
あ ず ま 児 童 ク ラ ブ	箱田町1647-4

ク ラ ブ 名	所 在 地
もとそうじゃみなみ児童クラブ	元総社町80-2
こまがた第二児童クラブ	駒形町1170-1
しもかわふち第三児童クラブ	鶴光路町38-1
いわがみ児童クラブ	岩神町4-4-1
はが児童クラブ	勝沢町719
学童保育所利根川教室	昭和町三丁目15-2
大利根児童クラブ	上新田町249-1
南町学童保育所	南町四丁目21-12
芳賀学童保育所	勝沢町104-4
細井学童クラブ	上細井町1842-3
元総社学童クラブ	元総社町2505-4
二之宮学童クラブ	二之宮町1810-1
桃木こどもクラブ	幸塚町182-2
東こどもクラブ	箱田町1615-2
おおどり学園	茂木町177-1
大渡こどもクラブ	岩神町三丁目18-6
清王寺こどもクラブ	若宮町一丁目6-3
たちばな児童館学童クラブ	山王町二丁目8-10
山王こどもクラブ	山王町二丁目13-5
元総社北こどもクラブ	元総社町1979-1
明星児童クラブ	南町一丁目22-1
共愛学園学童クラブ	小屋原町1130
スキップこどもクラブ	上大島町911
学童保育所あじさい園	川曲町536
第二学童保育所あじさいでんでんタウン	川曲町41
ひまわり学童クラブ	粕川町女淵1058-1
パレイストラ関根	関根町二丁目2-11
六供こどもクラブ	六供町1-13-1
上川淵こどもクラブ	朝倉町445-1
学童おひさま	富士見町原之郷1941-1
t o n a n 児童倶楽部	野中町447-1
共愛学園小学校アフタースクール	小屋原町1097-2
カナンプレイス光の子クラブ	大渡町1-5-5
こうふく園児童クラブ	大胡町355
パレイストラ荒牧	荒牧町1418-1
明和児童クラブ	勝沢町282
ひかり学童クラブ	総社町総社3051-4
粕川幼稚園児童クラブ	粕川町女淵446-4
しょうび学童クラブ	新堀町1040
YMCAアフタースクールCoConまえばし	千代田町1-8-8
二之宮第二学童クラブ	二之宮町1580-2
大室学童クラブすくすくらんど	西大室町2764-6
パレイストラ南橋	南橋町19-1
S u n S u n おひさま	富士見町原之郷1941-1
桃井こどもクラブ	紅雲町2-10-4
虹こどもクラブ	朝倉町821
元総社南こどもクラブ	元総社町121-2

ク ラ ブ 名	所 在 地
勝 山 総 社 こ ど も ク ラ ブ	総社町総社 1 6 9 8 - 2
ゆ ず り は 学 童 ク ラ ブ	下大島町 6 1 9 - 1
大 胡 こ ど も ク ラ ブ	大胡町 2 9
児 童 ク ラ ブ あ と り え	泉沢町 7 0 5 - 2
桃 瀬 こ ど も ク ラ ブ	東片貝町 8 8 7

3 母子保健

(1) 母子保健事業

ア 健康教育

- ① 妊産婦や乳幼児等の健康の保持増進のため、妊娠、出産又は育児等について保健指導や助言を行う。
(令和5年度)

区 分	実施回数 (回)	受講者数 (人)
ハローベビークラス	45	1,213
離乳食講習会*	20	387
すこやか健康教室	31	985
巡回歯科指導	51	3,533
ステップアップもぐもぐ教室*	18	248

*オンラインによる教室を含む

- ② プレコンセプションケアについての正しい知識の普及・啓発のため、若い世代を対象に健康教育を行う。
(令和5年度)

実施回数 (回)	受講者数 (人)
9	798

イ 健康相談

妊産婦や乳幼児の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導や助言を行う。
(令和5年度)

区 分	相談件数
妊産婦・乳幼児健康相談	2,144件
電話健康相談	18,602件
窓口健康相談	265件
妊娠届出時健康相談	1,877件
母子健康手帳の交付	1,910冊

ウ 健康診査

妊婦や、乳幼児を対象に疾病の早期発見などのために、健康診査を行う

(令和5年度)

区 分	対 象 者	実施回数等	受診者数 (人)
妊 婦 健 診	全 妊 婦	個別健診(14回、多胎は+5回)	22,714
妊 婦 歯 科 健 診	全 妊 婦	個別健診(1回)	898
産 婦 健 診	全 産 婦	個別健診(2回)	3,297
3か月児先天性股関節脱臼健診	満 3 か 月 児	個別健診	1,765
3～4か月児健診	満 3 ～ 4 か 月 児	個別健診	1,842
9～10か月児健診	満 9 ～ 1 0 か 月 児	個別健診	1,939
1歳6か月児健診	満 1 歳 6 か 月 児	集団健診(36回)	2,080
2歳児歯科健診	満 2 歳 児	集団健診(24回)	1,014
3歳児健診	満 3 歳 児	集団健診(36回)	2,244

区 分	一次健診(質問票)				二次健診(個別)		
	対象人数 (人)	提出人数 (人)	集計結果(人)		参加結果(人)		
			異常なし	二次健診対象児	参加人数	異常なし	要観察
5歳児就学前健診	2,339	2,336	1,778	558	243	10	233

※ 5歳児就学前健診は市内87園に通う年中児（該当年度に満5歳になる児）を対象に抽出型個別相談方式にて実施。

令和5年度補正予算にて国の制度が創設されたことによる1か月児健康診査の助成開始

健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的として、令和6年4月1日生まれ以降の児を対象に、一児につき4,000円を上限として健診費用の助成を開始した。

エ 子育て支援

妊娠、出産、育児をめぐる保護者の不安を除去するよう教育や相談を実施し、健康や育児面の支援を行う。

（令和5年度）

区 分	実施回数（回）	参加者（組）
育児交流会（ひよこクラス）	12	197
未熟児親の会（プリミークラブ）	8	57
父親支援（続・ひよこクラス）	2	21
多胎妊婦等支援（さくらんぼ広場）	2	12

オ 訪問指導

乳幼児健診の事後指導や保護者の育児不安を解消するため、保健師、助産師、管理栄養士等による家庭訪問を行う。

（令和5年度）

対象者	妊産婦	新生児	未熟児	乳幼児	その他
件 数	2,614	191	58	2,817	946

カ おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業

前橋・高崎連携事業として、妊娠初期の胎児と母体を社会全体で守り、安心してこどもを生み育てられる環境づくりを目指す。具体的には、初期妊婦に対しマタニティ・車用ステッカーを配布し、周囲から暖かい配慮がうけられる環境づくりを図る。

（令和5年度）

マタニティ・グッズの配布数	
マタニティ・車用ステッカー	1,877

キ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児を持つ全ての家庭を保健推進員、助産師及び保健師が訪問し、育児不安の解消を図る。また子育てに役立つ情報提供を行う。

（令和5年度）

対 象 者 数	訪問者数	電話等
1,861人	1,857件	2件

ク 助成事業

① 不妊治療費助成事業

不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担を軽減し、その治療に要する医療費の一部を助成し支援を行う。

（令和5年度）

助 成 件 数	513件
---------	------

② 不育症治療費助成事業

妊娠しても流産・死産を繰り返す不育症と診断され治療に取り組んでいる夫婦の経済的な負担を軽減し、その治療に要する医療費の一部を助成し支援を行う。

（令和5年度）

助 成 件 数	16件
---------	-----

ケ 未熟児養育医療給付事業

入院加療を必要とする満1歳未満の未熟児に対して、指定医療機関における医療費の自己負担を公費負担する。

(令和5年度)

新規申請件数	66件
新規給付件数	66件

コ 産後ヘルパー派遣事業

産後に親族等から家事・育児の協力が得られない生後6か月未満の赤ちゃんを養育している家庭にヘルパーが訪問し、家事・育児の支援を行う。

(令和5年度)

利用実人数	54人
利用回数	667件

サ 産後ケア事業

産後、親族等から援助がなく、心身の不調や授乳・育児に不安がある産後3か月未満の母とその子が市内の医療機関で母子のケアや授乳・育児のアドバイスを受けられ、また休息をとることができる。(宿泊型・通所型・居宅訪問型)

(令和5年度)

区 分	利用実人数	利用日数
宿泊型	135人	497日
通所型	170人	372日
居宅訪問型	22人	42日

※ 1人7日間まで利用可能

シ 新生児聴覚検査費用助成事業

聴覚障害を早期に発見し、音声言語発達への影響を最小限に抑えるために医療機関で実施している新生児の聴覚検査に対して、検査費用の一部を助成する。

(令和5年度)

助成件数	1,723件
------	--------

ス 出産・子育て応援給付金事業

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を一体的に実施する事業を、令和5年1月10日に開始した。

① 伴走型相談支援

妊娠届出時から妊婦・子育て家庭に寄り添い、関係機関とも情報共有しながら、より安心して出産・子育てができるよう出産・育児等の見通しを立てるための面談を実施し、必要な支援に繋げる。

(令和5年度)

区 分	面談数
妊娠届時	1,877件
妊娠8か月時	1,844件 ※
出産後	1,857件

※ 妊娠8か月時は、アンケート対応数＋面談実施数の実数

② 出産・子育て応援給付金

妊娠届出時の面談実施後に妊婦1人につき50,000円、出生届出後の面談実施後に児童1人につき50,000円給付した。令和6年1月の対象者から口座振込又は電子地域通貨(めぶくPay)の選択制とし、電子地域通貨を選択した場合のみ2,500円を上乗せして給付。

(令和5年度)

支給区分	給付種別	対象妊婦数	支給額
出産応援給付金	口座振込	1,678人	83,900,000円
出産応援給付金	電子地域通貨	135人	7,087,500円
合 計		1,813人	90,987,500円

支給区分	給付種別	対象児童数	支給額
子育て応援給付金	口座振込	1,680人	84,000,000円
子育て応援給付金	電子地域通貨	166人	8,715,000円
合 計		1,846人	92,715,000円

出産・子育て応援給付金合計	3,659人	183,702,500円
---------------	--------	--------------

